

政令第 号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第九十三号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十七条第一項、第四十二条第一項、第五十四条第一項、第五十七条第三項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十四条第三項、第六十八条第一項、第七十一条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項各号及び同条第六項、第七十八条第一項、第七十九条第一項、第八十七条第一項、第二項及び第六項から第十項まで、第八十八条第一項並びに第九十二条第三項並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律附則第二条及び第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条各号

中「使用する」の下に「ものである」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める熱は、燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該熱を発生させた者が自ら使用するものであること。

二 当該熱のみを供給する者から当該熱の供給を受けた者が使用するものであること。

第二条の見出し中「燃料等及び電気」を「エネルギー」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第七条第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。

第二条第二項中「第六条第一項の電気」を「第七条第一項のエネルギー」に、「千二百万キロワット時」

を「原油換算エネルギー使用量の数値で三千キロリットル」に改める。

第三条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第一号中「第一種熱管理指定工場のうち」を削り、「もの」を「第一種エネルギー管理指定工場」に、「原油換算燃料等使用量」を「原油換算エネルギー使用量」に、「熱管理士免状」を「エネルギー管理士免状」に改め、同条第二号中「第一種熱管理指定工場のうち」を削り、「もの」を「第一種エネルギー管理指定工場」に、「原油換算燃料等使用量」を「原油換算エネルギー使用量」に、「熱管理士免状」を「エネルギー管理士免状」に改め、同条第三号を削る。

第十五条第一項中「第六条第一項から第四項まで、第七条第二項、第十条の二第三項（法第十二条の三第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の二第一項から第五項まで及び第二十五条第一項」を「第七条第一項から第四項まで、第八条第二項、第十三条第三項（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項から第五項まで、第六十一条第一項から第四項まで並びに第八十七条第一項、第二項及び第八項」に改め、「所在地」の下に「又は荷主の主たる事務所の所在地」を加え、同条第二項中「第五条、第十条の三第一項、第十一条（法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の五及び第二十五条第二項」を「第六条、第十四条第一項、第十五条（法第

十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項から第四項まで、第十九条、第二十条第三項、第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十四条第一項及び第二項並びに第八十七条第三項及び第九項「に、「法第二十五条第二項」を「法第八十七条第三項及び第九項」に改め、同項の表地方支分部局の長の欄中「工場の所在地」の下に「又は荷主の主たる事務所の所在地」を加え、「（平成十一年法律第百号）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第五十三条、第六十七条並びに第八十七条第六項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣の権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）並びに法第五十四条、第五十五条（法第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条（法第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項及び第二項（法第六十九条において準用する場合を含む。）並びに第六十八条の規定に基づく国土交通大臣の権限は、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第八十六号に掲げる事務及び同号に掲げる事務に係る同条第十九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が法第八十七条第七項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第十五条を第三十四条とする。

第十四条中「第二十五条の二第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条の表の二の項中「第八条第一項第二号」を「第九条第一項第二号」に改め、同表の五の項中「第十条の二第一項第一号（法第十二条の三第一項）」を「第十三条第一項第一号（法第十八条第一項）」に改め、同表の六の項中「第十条の二第二項（法第十二条の三第一項）」を「第十三条第二項（法第十八条第一項）」に改め、同条を第三十三条とする。

第十三条中「第二十五条第五項」を「第八十七条第十一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第十二条第一項中「第二十五条第四項」を「第八十七条第十項」に、「特定建築主」を「特定建築主等又は法第七十五条第四項の規定による報告をすべき者」に、「建築をしようとする」を「同条第一項各号に掲げる行為をしようとする特定建築物又は同条第四項の報告に係る」に改め、「施工」の下に「又は維持保全」を加え、同条第二項中「第二十五条第四項」を「第八十七条第十項」に改め、同条を第三十一条とする。

第十一条の前の見出しを削り、同条第一項中「第二十五条第二項」を「第八十七条第三項」に改め、同条第二項中「第二十五条第二項」を「第八十七条第三項」に、「燃料等」を「燃料」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の四条を加える。

第二十七条 国土交通大臣は、法第八十七条第六項の規定により、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者又は航空輸送事業者（以下この条において単に「輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 貨物又は旅客の輸送の状況

二 第八条の表の中欄若しくは第十二条の表の中欄に掲げる輸送能力又は第十三条第一項に規定する輸送能力及びこれらの見込み

三 輸送用機械器具の状況

2 国土交通大臣は、法第八十七条第六項の規定により、その職員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十八条 国土交通大臣は、法第八十七条第七項の規定により、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者又は特定航空輸送事業者（以下この条において単に「特定輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況

二 輸送用機械器具の状況

三 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 国土交通大臣は、法第八十七条第七項の規定により、その職員に、特定輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十九条 経済産業大臣は、法第八十七条第八項の規定により、荷主に対し、その荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該貨物の輸送の状況

二 第十条第一項に規定する輸送量及びその見込み

2 経済産業大臣は、法第八十七条第八項の規定により、その職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及び帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第三十条 主務大臣は、法第八十七条第九項の規定により、特定荷主に対し、その特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況

二 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 主務大臣は、法第八十七条第九項の規定により、その職員に、特定荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（報告及び立入検査）」を付し、同条中「第二十五条第一項」を「第八十七条第一項」に、「事業者」を「工場においてエネルギーを使用して事業を行う者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、法第八十七条第一項の規定により、その職員に、工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第十条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条 経済産業大臣は、法第八十七条第二項の規定により、第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対し、その設置している第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任の状況
- 二 エネルギーの使用量
- 三 エネルギーを消費する設備の状況

2 経済産業大臣は、法第八十七条第二項の規定により、その職員に、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第九条中「第十九条第三項及び第二十一条第三項」を「第七十九条第三項及び第八十一条第三項」に改め、同条を第二十三条とする。

第八条中「第十九条第一項」を「第七十九条第一項」に改め、同条の表の一の項中「二千台」の下に「（

乗車定員十一人以上のものにあつては、三百五十台」を加え、同表に次のように加える。

十九	ジャー炊飯器	六千台
二十	電子レンジ	三千台
二十一	データー・ブイ・データー・レコーダー	四千台

第八条を第二十二条とする。

第七条中「第十八条第一項」を「第七十八条第一項」に改め、同条第一号中「とし、乗車定員が十人以下で、かつ、その型式について道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の指定を受けた」を「とする」に、「及び無限軌道式の」を「、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定める」に改め、「除く」の下に「。次条において同じ」を加え、同条第四号中「ブラウン管を有するものであつて、かつ、」を削り、同条第八号中「とし、道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量二・五トン以下で、かつ、その型式について同法第七十五条第一項の指定を受けた」を「とする」に、「及び無限軌道式の」を「、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定める」に改め、同条に次の三号を加える。

十九 ジャー炊飯器（産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十 電子レンジ（ガスオーブンを有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十一 デイジー・ブイ・デイジー・レコーダー（交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

第七条を第二十一条とする。

第六条を削る。

第五条の二中「第十五条第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の四条を加える。

（特定建築物の改築等の規模）

第十七条 法第七十五条第一項第一号の政令で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

2 法第七十五条第一項第一号の政令で定める増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

(特定建築物の直接外気に接する屋根等について行う修繕等の規模)

第十八条 法第七十五条第一項第二号の政令で定める規模は、修繕若しくは模様替に係る部分の面積の合計が二千平方メートルであること又は当該面積の合計が二千平方メートルに満たない修繕若しくは模様替であつて次の各号に掲げるものについて当該各号に定める規模であることとする。

一 特定建築物の直接外気に接する屋根（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該屋根の面積の合計の二分の一

二 特定建築物の直接外気に接する壁（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該壁（当該特定建築物の敷地境界線（建築基準法第四十二条に規定する道路に接する部分を除く。）からの水平距離が一・五メートル以下の部分を除く。）の面積の合計の二分の一

三 特定建築物の直接外気に接する床（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該床の面積の合計の二分の一

(空気調和設備等の改修)

第十九条 法第七十五条第一項第三号の政令で定める改修は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める改修とする。

一 空気調和設備 次のいずれかに該当する改修

イ 空気調和設備の熱源機器の取替であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 暖房のための熱源機器の取替であつて、次のいずれかに該当するもの

(i) 当該取替に係る熱源機器の定格出力の合計が三百キロワット以上のもの

(ii) 当該取替に係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のための熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの

(2) 冷房のための熱源機器の取替であつて、次のいずれかに該当するもの

(i) 当該取替に係る熱源機器の定格出力の合計が三百キロワット以上のもの

(ii) 当該取替に係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のための熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの

ロ 空気調和設備のポンプの取替であつて、次のいずれかに該当するもの

- (1) 暖房のためのポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
 - (i) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が九百リットル毎分以上のもの
 - (ii) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のためのポンプの定格流量の合計の二分の一以上のもの
 - (2) 冷房のためのポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
 - (i) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が九百リットル毎分以上のもの
 - (ii) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のためのポンプの定格流量の合計の二分の一以上のもの
- ハ 空気調和設備の空気調和機の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- (1) 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が六万立方メートル毎時以上のもの
 - (2) 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が当該空気調和設備のすべての空気調和機の定格風量の合計の二分の一以上のもの
- (3) 当該特定建築物の一の階に設けられているすべての空気調和機の取替え

二 空気調和設備以外の機械換気設備 機械換気設備の送風機の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が五・五キロワット以上のもの

ロ 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が当該機械換気設備のすべての送風機の電動機の定格出力の合計の二分の一以上のもの

三 照明設備 照明設備の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

ロ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が当該特定建築物の床面積の合計の二分の一以上のもの

ハ 当該特定建築物の一の階の居室に設けられているすべての照明設備の取替え

四 給湯設備 次のいずれかに該当する改修

イ 給湯設備の熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が二百キロワット以上のもの

(2) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該給湯設備のすべての熱源機器の定格出力の合

計の二分の一以上のもの

ロ 給湯設備の配管の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該取替えに係る配管の長さの合計が五百メートル以上のもの

(2) 当該取替えに係る配管の長さの合計が当該給湯設備のすべての配管の長さの合計の二分の一以上のもの

五 昇降機 二以上の昇降機の取替え

(届出等を要しない建築物)

第二十条 法第七十五条第六項の政令で定める建築物は、次のとおりとする。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 文化財保護法第四百十三條第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物

三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として

認定された建築物

四 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、法第七十二条に規定する措置をとることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの

五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物で、法第七十二条に規定する措置をとることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの

六 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

2 法第七十五条第六項の政令で定める仮設の建築物は、次のとおりとする。

一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの

二 建築基準法第八十五条第二項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

三 建築基準法第八十五条第五項の許可を受けた建築物

第五条中「第十三条第二号」を「第七十二条」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(特定建築物の規模)

第十五条 法第七十三条第一項の政令で定める規模は、床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

第四条の二の見出し中「燃料等及び電気」を「エネルギー」に改め、同条第一項中「第十二条の二第一項の燃料等」を「第十七条第一項のエネルギー」に、「原油換算燃料等使用量」を「原油換算エネルギー使用量の数値」に改め、同条第二項を削り、同条を第六条とし、同条の次に次の七条を加える。

(登録調査機関の登録の有効期間)

第七条 法第四十二条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第八条 法第五十四条第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定め

る基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>鉄道による貨物の輸送</p>	<p>鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二條第一項に規定する鉄道事業の用に供する車両であつて貨物の輸送の用に供するものの数</p>	<p>三百両</p>
<p>道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二條第八項に規定する事業用自動車（以下この条において「事業用自動車」という。）であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この項において「事業用貨物自動車」という。）による貨物の輸送</p>	<p>事業用貨物自動車（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二條第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するもの）に限り、被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この条において同じ。）を除く。）の数</p>	<p>二百台</p>
<p>事業用自動車以外の自動車であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この</p>	<p>自家用貨物自動車（次に掲げるものを除く。）の数</p>	<p>二百台</p>

<p>項において「自家用貨物自動車」とい う。）による貨物の輸送</p>	<p>一 被けん引車 二 三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車（被 けん引車を除く。）</p>	
<p>船舶による貨物の輸送</p>	<p>内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号 ）第二条第二項の内航運送をする事業の用に供 する船舶の合計総トン数</p>	<p>二万トン</p>

（特定貨物輸送事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会）

第九条 法第五十七条第三項（法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の審議
会等で政令で定めるものは、交通政策審議会とする。

（特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量）

第十条 法第六十一条第一項の政令で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量は、当該年度におい
て貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られ
る量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量とする。

2 法第六十一条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、三千万トンキロとする。

(特定荷主に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第十一条 法第六十四条第三項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会
財務大臣	たばこ製造業又は塩製造業に属する事業を行う荷主に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

2 前項の表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣が法第六十四条第三項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

(特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十二条 法第六十八条第一項の政令で定める旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>鉄道（軌道を含む。）による旅客の輸送</p>	<p>鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業を含む。）の用に供する車両であつて旅客の輸送の用に供するものの数</p>	<p>三百両</p>
<p>乗合自動車による旅客の輸送</p>	<p>道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数</p>	<p>二百台</p>
<p>乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送</p>	<p>道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数</p>	<p>三百五十台</p>

船舶による旅客の輸送

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）

二万トン

第二条第二項に規定する船舶運航事業（一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をするもの（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）に限る。）の用に供する船舶の合計総トン数

（特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準）

第十三条 法第七十一条第一項の政令で定める輸送能力は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第

二条第十七項の航空運送事業の用に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）の最大離陸重量の合計とする。

2 法第七十一条第一項の政令で定める基準は、九千トンとする。

第四条第一項中「第十二条第五項」を「第十六条第五項」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第十二条第五項」を「第十六条第五項」に改め、同条を第五条とする。

第三条の二中「第七条第一項第一号」を「第八条第一項第一号」に改め、同条を第四条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(エネルギー管理者の選任に関する経過措置)

第二条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二條の政令で定める基準は、次の各号に掲げるエネルギーの使用の合理化の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 燃料及び熱の使用の合理化 次に掲げる第一種エネルギー管理指定工場の区分に応じ、それぞれ次に定める基準

イ コークス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する第一種エネルギー管理指定工場

次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算燃料等使用量（この政令による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二条第一項に規定する原油換算燃料等使用量をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表の中欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理者（改正法による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「新法」という。）第九条第一項の規定によりエネルギー管理者免状の交付を受けた者をいう。以下同じ。）又は同表の下欄に掲げる者のうちから選任すること。

三十キロリットル未満	一人	次条第一号、第三号又は第五号に掲げる者
三十キロリットル以上十萬キロリットル未満	一人	次条第一号に掲げる者
十萬キロリットル以上	二人	

ロ イに規定する第一種エネルギー管理指定工場以外の第一種エネルギー管理指定工場 次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算燃料等使用量の区分に応じ、同表の中欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理者又は同表の下欄に掲げる者のうちから選任すること。

三千キロリットル未満	一人	次条第一号、第三号又は第五号に掲げる者
三千キロリットル以上二万キロリットル未満	一人	次条第一号に掲げる者
二万キロリットル以上五万キロリットル未満	二人	
五万キロリットル以上十萬キロリットル未満	三人	
十萬キロリットル以上	四人	

二 電氣の使用の合理化 次の表の上欄に掲げる前年度における電氣の使用量の区分に応じ、同表の中欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士又は同表の下欄に掲げる者のうちから選任すること。

千二百万キロワット時未満	一人	次条第二号、第四号又は第五号に掲げる者
千二百万キロワット時以上二億キロワット時未満	一人	次条第二号に掲げる者
二億キロワット時以上五億キロワット時未満	二人	
五億キロワット時以上	三人	

第三条 改正法附則第二条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 改正法の施行の際現に改正法による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「旧法」という。）第八条第一項の規定により熱管理士免状の交付を受けていた者（以下「旧熱管理士」という。）。

二 改正法の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により電気管理士免状の交付を受けていた者（以下「旧電気管理士」という。）

三 改正法の施行の際現に旧法第十条の二第一項第一号の講習であつて燃料及び熱の使用の合理化に関して経済産業省令で定める課程を修了した者（以下「旧熱講習修了者」という。）

四 改正法の施行の際現に旧法第十条の二第一項第一号の講習であつて電気の使用の合理化に関して経済産業省令で定める課程を修了した者（以下「旧電気講習修了者」という。）

五 新法第十三条第一項第一号に掲げる者（以下「講習修了者」という。）

（エネルギー管理士試験に関する特例）

第四条 改正法の施行の際現に旧法第八条第一項第一号に掲げる者である者（旧法第八条第一項の規定によ

るエネルギー管理士免状の交付を受けていない者に限る。附則第六条第一項において同じ。）に対する新法第十条第一項に規定するエネルギー管理士試験（以下「エネルギー管理士試験」という。）は、平成二十一年三月三十一日までは、経済産業省令で定めるところにより、その科目の一部を免除して行う。

（中長期的な計画の作成への参画に関する経過措置）

第五条 改正法附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第八条第一項の規定によりエネルギー管理者を選任した第一種特定事業者（新法第八条第一項に規定する第一種指定事業者を除く。）のうち、エネルギー管理士又は旧熱管理士及び旧電気管理士のうちからエネルギー管理者を選任していない第一種特定事業者が、新法第十四条第一項の規定により中長期的な計画を作成するときは、平成二十三年三月三十一日までは、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理士又は旧熱管理士及び旧電気管理士を参画させなければならない。

（科目の一部を免除して行うエネルギー管理士試験等に係る手数料の特例）

第六条 旧熱管理士又は旧電気管理士が改正法附則第四条の規定によりその科目の一部を免除して行うエネルギー管理士試験を受けようとする場合又は改正法の施行の際現に旧法第八条第一項第一号に掲げる者で

ある者が附則第四条の規定によりその科目の一部を免除して行うエネルギー管理士試験を受けようとする場合における当該試験に係る手数料は、この政令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（以下「新令」という。）第三十三条の規定にかかわらず、一万円とする。

2 旧熱管理士又は旧電気管理士が新法第九条第一項第二号の規定による認定を受けようとする場合の手料の額については、新令第三十三条の表の二の項中「四千八百円」とあるのは「二千二百五十円」と、「三千九百五十円」とあるのは「千四百円」とする。

3 旧熱管理士又は旧電気管理士が新法第十条第二項の規定により指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したことにより新法第八条第一項に規定するエネルギー管理士免状の交付を受けようとする場合の手料の額については、新令第三十三条の表の三の項中「三千五百円」とあるのは「二千二百五十円」と、「二千六百五十円」とあるのは「千四百円」とする。

4 旧熱管理士又は旧電気管理士が改正法附則第四条の規定によりその科目の一部を免除して行うエネルギー管理士試験に合格したことにより新法第八条第一項に規定するエネルギー管理士免状の交付を受けようとする場合の手料の額については、新令第三十三条の規定にかかわらず、二千二百五十円（電子申請）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。）による場合にあつては、千四百円）とする。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第七条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「十三の項」を「十二の項」に改める。

別表第三の三の項の下欄第二号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「熱管理士免状」を「エネルギー管理士免状」に改める。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この政令の施行の際現に前条の規定による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三の三の項の下欄第二号に掲げる者は、同条の規定による改正後の同号に掲げる者となす。

(財政制度等審議会令の一部改正)

第九条 財政制度等審議会令(平成十二年政令第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号及び第六条第一項の表たばこ事業等分科会の項中「第十二条第五項」を「第十六条第五項及び第六十四条第三項」に改める。

(国税審議会令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部改正)

第十条 次に掲げる政令の規定中「第十二条第五項及び」を「第十六条第五項及び第六十四条第三項並びに」に改める。

一 国税審議会令(平成十二年政令第二百七十八号)第一条、第六条第一項の表酒類分科会の項及び第八条第四項

二 食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)第一条

(交通政策審議会令の一部改正)

第十一条 交通政策審議会令(平成十二年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表交通体系分科会の項中「陸上交通事業調整法」を「エネルギーの使用の合理化に関する

る法律第五十七条第三項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項並びに陸上交通事業調整法」に改め、同表技術分科会の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の下に「第十六条第五項、第七十九条第三項及び第八十一条第三項」を加える。